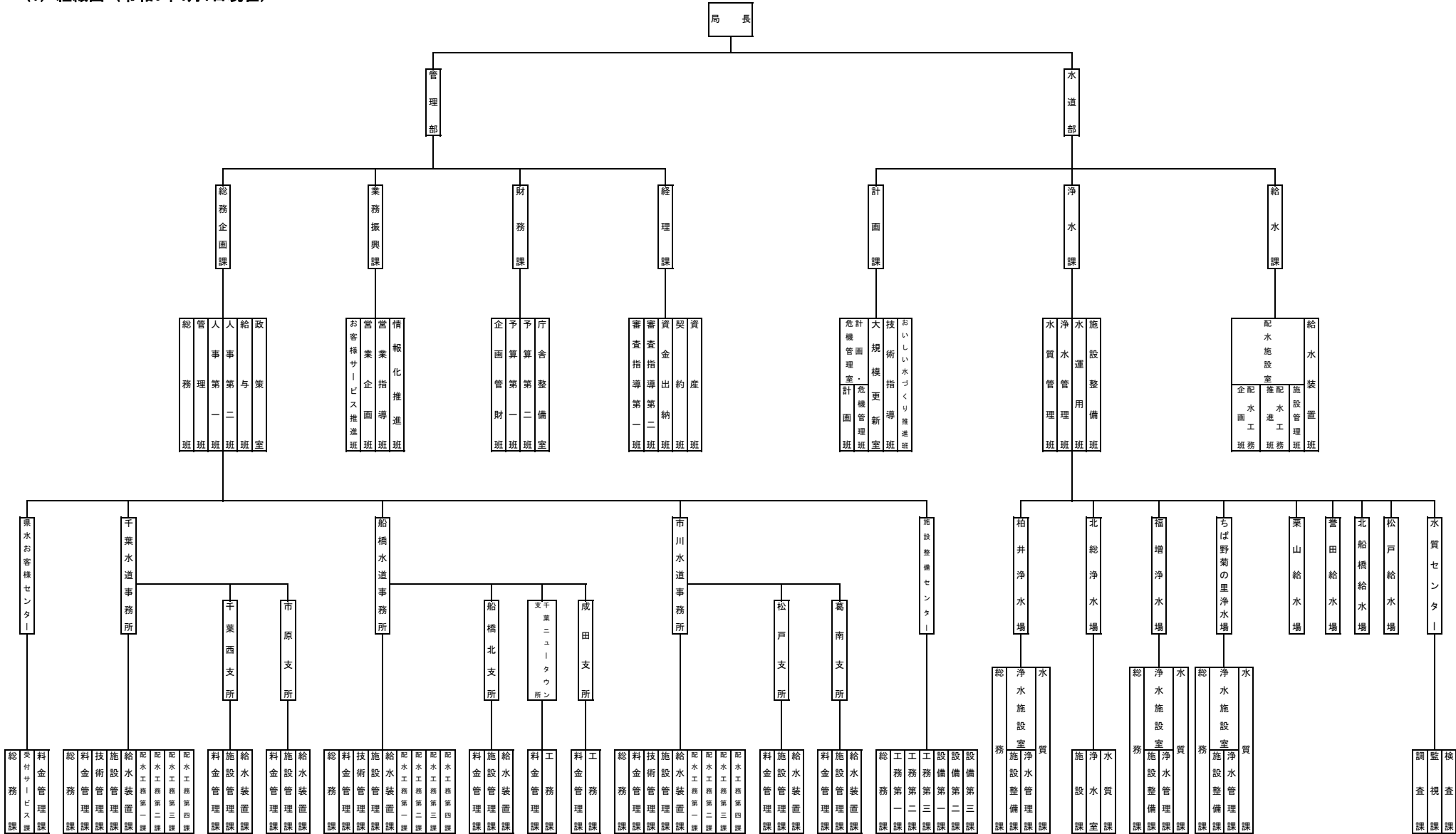


5. 組 織（水道事業に関するもの）

(1) 組織図（令和6年4月1日現在）



(2) 本局・出先機関の名称・位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
総務企画課 業務振興課 財務課 経理課 計画課 浄水課 給水課	千葉市花見川区幕張町5丁目 417番地24	
県水お客様センター	—	
千葉水道事務所	千葉市中央区南町1丁目4番7号	千葉市及び市原市
船橋水道事務所	船橋市高瀬町62番12号	船橋市、成田市、習志野市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市
市川水道事務所	市川市南八幡1丁目10番15号	市川市、松戸市及び浦安市
施設整備センター	船橋市高瀬町62番12号	
柏井浄水場	千葉市花見川区柏井町430番地	
北総浄水場	印西市竜腹寺296番地	
福増浄水場	市原市福増47番地	
ちば野菊の里浄水場	松戸市栗山478-1番地	
栗山給水場	松戸市栗山198番地	
誉田給水場	千葉市緑区おゆみ野6丁目 33番地1号	
北船橋給水場	船橋市大穴北7丁目8番1号	
松戸給水場	松戸市紙敷2丁目1番1号	
水質センター	千葉市美浜区若葉3丁目1番7号	

なお、各水道事務所・支所における料金管理課、技術管理課、施設管理課、給水装置課及び工務課に係る事務について

ては、給水区域内の各区域を以下のとおり分掌する。

名 称	位 置	所 管 区 域
千葉水道事務所	千葉市中央区南町1丁目4番7号	千葉市中央区 青葉町・赤井町・旭町・市場町・稲荷町一丁目・稲荷町二丁目・稲荷町三丁目・亥鼻一丁目・亥鼻二丁目・亥鼻三丁目・今井町・今井一丁目・今井二丁目・今井三丁目・院内一丁目・院内二丁目・鵜の森町・大森町・生実町・春日一丁目・春日二丁目・葛城一丁目・葛城二丁目・葛城三丁目・要町・亀井町・亀岡町・川崎町・川戸町・栄町・寒川町一丁目・寒川町二丁目・寒川町三丁目・塩田町・汐見丘町・白旗一丁目・白旗二丁目・白旗三丁目・新宿一丁目・新宿二丁目・新千葉一丁目・新千葉二丁目・新千葉三丁目・新田町・新町・神明町・末広一丁目・末広二丁目・末広三丁目・末広四丁目・末広五丁目・蘇我一丁目・蘇我二丁目・蘇我三丁目・蘇我四丁目・蘇我五丁目・蘇我町一丁目・蘇我町二丁目・大蔵寺町・千葉寺町・千葉港・中央一丁目・中央二丁目・中央三丁目・中央四丁目・中央港一丁目・中央港二丁目・鶴沢町・出州港・道場北町・道場北一丁目・道場北二丁目・道場南一丁目・道場南二丁目・問屋町・長洲一丁目・長洲二丁目・新浜町・仁戸名町・登戸一丁目・登戸二丁目・登戸三丁目・登戸四丁目・登戸五丁目・花輪町・浜野町・東本町・富士見一丁目・富士見二丁目・星久喜町・本千葉町・本町一丁目・本町二丁目・本町三丁目・松ヶ丘町・港町・南生実町・南町一丁目・南町二丁目・南町三丁目・都町・都町一丁目・都町二丁目・都町三丁目・都町四丁目・都町五丁目・都町六丁目・都町七丁目・都町八丁目・宮崎町・宮崎一丁目・宮崎二丁目・村田町・矢作町・祐光一丁目・祐光二丁目・祐光三丁目・祐光四丁目及び若草一丁目
		千葉市稲毛区 小深町
		千葉市若葉区 太田町・大宮町・大宮台一丁目・大宮台二丁目・大宮台三丁目・大宮台四丁目・大宮台五丁目・大宮台六丁目・大宮台七丁目・小倉町・小倉台一丁目・小倉台二丁目・小倉台三丁目・小倉台四丁目・小倉台五丁目・小倉台六丁目・小倉台七丁目・貝塚一丁目・貝塚二丁目・貝塚町・加曽利町・北大宮台・坂月町・桜木一丁目・桜木二丁目・桜木三丁目・桜木四丁目・桜木五丁目・桜木六丁目・桜木七丁目・桜木八丁目・桜木北一丁目・桜木北二丁目・桜木北三丁目・高品町・千城台北一丁目・千城台北二丁目・千城台北三丁目・千城台北四丁目・千城台西一丁目・千城台西二丁目・千城台西三丁目・千城台東一丁目・千城台東二丁目・千城台東三丁目・千城台東四丁目・千城台南一丁目・千城台南二丁目・千城台南三丁目・千城台南四丁目・都賀一丁目・都賀二丁目・都賀三丁目・都賀四丁目・都賀五丁目・都賀の台一丁目・都賀の台二丁目・都賀の台三丁目・都賀の台四丁目・西都賀一丁目・西都賀二丁目・西都賀三丁目・西都賀四丁目・西都賀五丁目・原町・若松町・若松台一丁目・若松台二丁目及び若松台三丁目並びに東寺山町・大草町・金親町・北谷津町及び下田町の各一部
		千葉市緑区 大金沢町・落井町・おゆみ野一丁目・おゆみ野二丁目・おゆみ野三丁目・おゆみ野四丁目・おゆみ野五丁目・おゆみ野六丁目・おゆみ野有吉・おゆみ野中央一丁目・おゆみ野中央二丁目・おゆみ野中央三丁目・おゆみ野中央四丁目・おゆみ野中央五丁目・おゆみ野中央六丁目・おゆみ野中央七丁目・おゆみ野中央八丁目・おゆみ野中央九丁目・おゆみ野南一丁目・おゆみ野南二丁目・おゆみ野南三丁目・おゆみ野南四丁目・おゆみ野南五丁目・おゆみ野南六丁目・鎌取町・刈田子町・小金沢町・椎名崎町・大膳野町・

名 称	位 置	所 管 区 域
		高田町・富岡町・中西町・東山科町・平川町・平山町・古市場町・辺田町・ 誉田町一丁目・誉田町二丁目・誉田町三丁目及び茂呂町
		千葉市美浜区 幸町一丁目・幸町二丁目及び新港
千 葉 水 道 事 務 所 千 葉 西 支 所	千葉市美浜区真砂5丁目20番	千葉市中央区 千葉水道事務所の所管区域以外の区域
		千葉市花見川区 全部の区域
		千葉市稲毛区 千葉水道事務所の所管区域以外の区域
		千葉市若葉区 愛生町・殿台町・みつわ台一丁目・みつわ台二丁目・みつわ 台三丁目・みつわ台四丁目・みつわ台五丁目及び源町並びに東寺山町の一部
		千葉市美浜区 千葉水道事務所の所管区域以外の区域
千 葉 水 道 事 務 所 市 原 支 所	市原市五所 1445 番 4 号	市原市のうち、青葉台一丁目・青葉台二丁目・青葉台三丁目・青葉台四丁 目・青葉台五丁目・青葉台六丁目・青葉台七丁目・青葉台八丁目・青柳・青 柳一丁目・青柳二丁目・青柳三丁目・青柳北一丁目・青柳北二丁目・青柳北 三丁目・青柳北四丁目・青柳緑地・旭五所・姉崎・姉崎海岸・姉崎西一丁目・ 姉崎西二丁目・姉崎西三丁目・姉崎東一丁目・姉崎東二丁目・姉崎東三丁 目・天羽田・飯沼・泉台一丁目・泉台二丁目・泉台五丁目・市原・今津朝山・ 不入斗・岩崎・岩崎一丁目・岩崎二丁目・岩崎西一丁目・岩崎緑地・岩野見・ 大蔵・柏原・片又木・加茂・加茂一丁目・加茂二丁目・菊間・北国分寺台一 丁目・北国分寺台二丁目・北国分寺台三丁目・北国分寺台四丁目・北国分寺 台五丁目・君塚・君塚一丁目・君塚二丁目・君塚三丁目・君塚四丁目・君塚 五丁目・草刈・五井・五井海岸・五井金杉一丁目・五井金杉二丁目・五井金 杉三丁目・五井金杉四丁目・五井中央西一丁目・五井中央西二丁目・五井中 央西三丁目・五井中央東一丁目・五井中央東二丁目・五井中央南一丁目・五 井西一丁目・五井西二丁目・五井西三丁目・五井西四丁目・五井西五丁目・ 五井西六丁目・五井西七丁目・五井東一丁目・五井東二丁目・五井東三丁 目・五井南海岸・郡本・郡本一丁目・郡本二丁目・郡本三丁目・郡本四丁目・ 郡本五丁目・郡本六丁目・国分寺台中央一丁目・国分寺台中央二丁目・国分 寺台中央三丁目・国分寺台中央四丁目・国分寺台中央五丁目・国分寺台中央 六丁目・国分寺台中央七丁目・五所・西広・西広一丁目・西広二丁目・西広 三丁目・西広四丁目・西広五丁目・桜台一丁目・桜台二丁目・桜台三丁目・ 桜台四丁目・更級一丁目・更級二丁目・更級三丁目・更級四丁目・更級五丁 目・椎津・椎の木台一丁目・椎の木台二丁目・島野・白塚・白金町一丁目・ 白金町二丁目・白金町三丁目・白金町四丁目・白金町五丁目・白金町六丁 目・諏訪一丁目・諏訪二丁目・惣社・惣社一丁目・惣社二丁目・惣社三丁目・ 惣社四丁目・惣社五丁目・辰巳台西一丁目・辰巳台西二丁目・辰巳台西三丁 目・辰巳台西四丁目・辰巳台西五丁目・辰巳台東一丁目・辰巳台東二丁目・ 辰巳台東三丁目・辰巳台東四丁目・辰巳台東五丁目・玉前・玉前西一丁目・ 玉前西二丁目・玉前西三丁目・玉前緑地・千種一丁目・千種二丁目・千種三 丁目・千種四丁目・千種五丁目・千種六丁目・千種七丁目・千種海岸・ちは ら台西一丁目・ちはら台西二丁目・ちはら台西三丁目・ちはら台西四丁目・ ちはら台西五丁目・ちはら台西六丁目・ちはら台東一丁目・ちはら台東二丁 目・ちはら台東三丁目・ちはら台東四丁目・ちはら台東五丁目・ちはら台東 六丁目・ちはら台東七丁目・ちはら台東八丁目・ちはら台東九丁目・ちはら 台南一丁目・ちはら台南二丁目・ちはら台南三丁目・ちはら台南四丁目・ち はら台南五丁目・ちはら台南六丁目・廿五里・出津・出津西一丁目・中西 町・西国分寺台一丁目・西国分寺台二丁目・西五所・西野谷・根田・根田一 丁目・根田二丁目・根田三丁目・根田四丁目・能満・野毛・畑木・東国分寺 台一丁目・東国分寺台二丁目・東国分寺台三丁目・東国分寺台四丁目・東国 分寺台五丁目・東五所・平田・深城・藤井・藤井一丁目・藤井二丁目・藤井 三丁目・藤井四丁目・古市場・松ヶ島・松ヶ島一丁目・松ヶ島二丁目・松ヶ 島西一丁目・松ヶ島緑地・南国分寺台一丁目・南国分寺台二丁目・南国分寺 台三丁目・南国分寺台四丁目・南国分寺台五丁目・迎田・村上・茂呂町・門 前・門前一丁目・門前二丁目・山木・山田橋・山田橋一丁目・山田橋二丁目・ 山田橋三丁目・八幡・八幡石塚一丁目・八幡石塚二丁目・八幡浦一丁目・八 幡浦二丁目・八幡海岸通・八幡北町一丁目・八幡北町二丁目・八幡北町三丁 目・有秋台西一丁目・有秋台西二丁目・有秋台東一丁目・有秋台東二丁目・ 有秋台東三丁目・若宮一丁目・若宮二丁目・若宮三丁目・若宮四丁目・若宮 五丁目・若宮六丁目及び若宮七丁目並びに泉台三丁目・泉台四丁目・今富・ 海保・西広六丁目及び町田の各一部
		船橋市のうち、旭町・旭町一丁目・旭町二丁目・旭町三丁目・旭町四丁目・ 旭町五丁目・旭町六丁目・東町・市場一丁目・市場二丁目・市場三丁目・市 場四丁目・市場五丁目・印内一丁目・印内二丁目・印内三丁目・印内町・海 神一丁目・海神二丁目・海神三丁目・海神四丁目・海神五丁目・海神六丁 目・海神町二丁目・海神町三丁目・海神町西一丁目・海神町東一丁目・海神 町南一丁目・葛飾町二丁目・上山町一丁目・上山町二丁目・上山町三丁目・ 北本町一丁目・北本町二丁目・行田一丁目・行田二丁目・行田三丁目・行田 町・古作一丁目・古作二丁目・古作三丁目・古作四丁目・古作町・栄町一丁 目・栄町二丁目・潮見町・駿河台一丁目・駿河台二丁目・高瀬町・中野木一 丁目・中野木二丁目・夏見一丁目・夏見二丁目・夏見三丁目・夏見四丁目・ 夏見五丁目・夏見六丁目・夏見七丁目・夏見台一丁目・夏見台二丁目・夏見 台三丁目・夏見台四丁目・夏見台五丁目・夏見台六丁目・夏見町二丁目・西 浦一丁目・西浦二丁目・西浦三丁目・西船一丁目・西船二丁目・西船三丁 目・西船四丁目・西船五丁目・西船六丁目・西船七丁目・浜町一丁目・浜町 二丁目・浜町三丁目・東中山一丁目・東中山二丁目・東船橋一丁目・東船橋 二丁目・東船橋三丁目・東船橋四丁目・東船橋五丁目・東船橋六丁目・東船 橋七丁目・日の出一丁目・日の出二丁目・藤原一丁目・藤原二丁目・藤原三 丁目・藤原四丁目・藤原五丁目・藤原六丁目・藤原八丁目・二子町・本郷町・ 本町一丁目・本町二丁目・本町三丁目・本町四丁目・本町五丁目・本町六丁

名 称	位 置	所 管 区 域
		目・本町七丁目・前貝塚町・前原西一丁目・前原西二丁目・前原西三丁目・前原西四丁目・前原西五丁目・前原西六丁目・前原西七丁目・前原西八丁目・前原東一丁目・前原東二丁目・前原東三丁目・前原東四丁目・前原東五丁目・前原東六丁目・湊町一丁目・湊町二丁目・湊町三丁目・南海神一丁目・南海神二丁目・南本町・宮本一丁目・宮本二丁目・宮本三丁目・宮本四丁目・宮本五丁目・宮本六丁目・宮本七丁目・宮本八丁目・宮本九丁目・本中山一丁目・本中山二丁目・本中山三丁目・本中山四丁目・本中山五丁目・本中山六丁目・本中山七丁目・山手一丁目・山手二丁目・山手三丁目・山野町・若松一丁目・若松二丁目及び若松三丁目並びに藤原七丁目の一部並びに習志野市のうち、茜浜一丁目・茜浜二丁目・茜浜三丁目・秋津一丁目・秋津二丁目・秋津三丁目・秋津四丁目・秋津五丁目・香澄一丁目・香澄二丁目・香澄三丁目・香澄四丁目・香澄五丁目・香澄六丁目・鷺沼一丁目・鷺沼二丁目・鷺沼三丁目・鷺沼四丁目・鷺沼五丁目・芝園一丁目・芝園二丁目・芝園三丁目・袖ヶ浦一丁目・袖ヶ浦二丁目・袖ヶ浦三丁目・袖ヶ浦四丁目・袖ヶ浦五丁目・袖ヶ浦六丁目・津田沼二丁目・津田沼四丁目・津田沼五丁目・津田沼六丁目・津田沼七丁目・奏の杜一丁目・奏の杜二丁目・奏の杜三丁目・谷津一丁目・谷津二丁目・谷津三丁目・谷津四丁目・谷津五丁目・谷津六丁目・谷津七丁目及び谷津町並びに津田沼三丁目の一部
船 橋 水 道 事 務 所 船 橋 北 支 所	船橋市高根台 1 丁目 5 番 1 号	船橋市のうち、大穴北一丁目・大穴北二丁目・大穴北三丁目・大穴北四丁目・大穴北五丁目・大穴北六丁目・大穴北七丁目・大穴北八丁目・大穴町・大穴南一丁目・大穴南二丁目・大穴南三丁目・大穴南四丁目・大穴南五丁目・大神保町・金杉一丁目・金杉二丁目・金杉三丁目・金杉四丁目・金杉五丁目・金杉六丁目・金杉七丁目・金杉八丁目・金杉九丁目・金杉台一丁目・金杉台二丁目・金杉町・金堀町・楠が山町・車方町・高野台一丁目・高野台二丁目・高野台三丁目・高野台四丁目・高野台五丁目・小野田町・米ヶ崎町・古和釜町・咲が丘一丁目・咲が丘二丁目・咲が丘三丁目・咲が丘四丁目・芝山一丁目・芝山二丁目・芝山三丁目・芝山四丁目・芝山五丁目・芝山六丁目・芝山七丁目・新高根一丁目・新高根二丁目・新高根三丁目・新高根四丁目・新高根五丁目・新高根六丁目・神保町・鈴身町・高根台一丁目・高根台二丁目・高根台三丁目・高根台四丁目・高根台五丁目・高根台六丁目・高根台七丁目・高根町・滝台一丁目・滝台二丁目・滝台町・田喜野井一丁目・田喜野井三丁目・田喜野井四丁目・田喜野井五丁目・田喜野井六丁目・田喜野井七丁目・坪井町・坪井西・坪井東・豊富町・七林町・習志野一丁目・習志野二丁目・習志野三丁目・習志野台一丁目・習志野台二丁目・習志野台三丁目・習志野台四丁目・習志野台五丁目・習志野台六丁目・習志野台七丁目・習志野台八丁目・西習志野一丁目・西習志野二丁目・西習志野三丁目・西習志野四丁目・二宮一丁目・二宮二丁目・飯山満町一丁目・飯山満町二丁目・飯山満町三丁目・二和西一丁目・二和西二丁目・二和西三丁目・二和西四丁目・二和西五丁目・二和西六丁目・二和東一丁目・二和東二丁目・二和東三丁目・二和東四丁目・二和東五丁目・二和東六丁目・馬込町・馬込西一丁目・馬込西二丁目・馬込西三丁目・松が丘一丁目・松が丘二丁目・松が丘三丁目・松が丘四丁目・松が丘五丁目・丸山一丁目・丸山二丁目・丸山三丁目・丸山四丁目・丸山五丁目・三咲一丁目・三咲二丁目・三咲三丁目・三咲四丁目・三咲五丁目・三咲六丁目・三咲七丁目・三咲八丁目・三咲九丁目・三咲町・緑台一丁目・緑台二丁目・南三咲一丁目・南三咲二丁目・南三咲三丁目・南三咲四丁目・みやぎ台一丁目・みやぎ台二丁目・みやぎ台三丁目・みやぎ台四丁目・八木が谷一丁目・八木が谷二丁目・八木が谷三丁目・八木が谷四丁目・八木が谷五丁目・八木が谷町・薬円台一丁目・薬円台二丁目・薬円台三丁目・薬円台四丁目・薬円台五丁目・薬円台六丁目及び薬園台町一丁目並びに田喜野井町二丁目・習志野四丁目及び藤原七丁目の各一部並びに鎌ヶ谷市
船 橋 水 道 事 務 所 千 葉 ニュー タウン 支 所	印西市高花 2 丁目 1 番 4 号	船橋市のうち小室町、印西市のうち泉・泉野一丁目・泉野二丁目・泉野三丁目・内野一丁目・内野二丁目・内野三丁目・大塚一丁目・大塚二丁目・大塚三丁目・小倉台一丁目・小倉台二丁目・小倉台三丁目・小倉台四丁目・鹿黒南一丁目・鹿黒南二丁目・鹿黒南三丁目・鹿黒南四丁目・鹿黒南五丁目・木刈一丁目・木刈二丁目・木刈三丁目・木刈四丁目・木刈五丁目・木刈六丁目・木刈七丁目・白幡飛地・高花一丁目・高花二丁目・高花三丁目・高花四丁目・高花五丁目・高花六丁目・滝野一丁目・滝野二丁目・滝野三丁目・滝野四丁目・滝野五丁目・滝野六丁目・滝野七丁目・中央北一丁目・中央北二丁目・中央北三丁目・中央南一丁目・中央南二丁目・つくりや台一丁目・つくりや台二丁目・戸神台一丁目・戸神台二丁目・西の原一丁目・西の原二丁目・西の原三丁目・西の原四丁目・西の原五丁目・原一丁目・原二丁目・原三丁目・原四丁目・原山一丁目・原山二丁目・原山三丁目・東の原一丁目・東の原二丁目・東の原三丁目・舞姫一丁目・舞姫二丁目・舞姫三丁目・牧の木一丁目・牧の台一丁目・牧の台二丁目・牧の台三丁目・牧の原一丁目・牧の原二丁目・牧の原三丁目・牧の原四丁目・牧の原五丁目・牧の原六丁目・美瀬一丁目・美瀬二丁目・みどり台一丁目・みどり台二丁目・みどり台三丁目・武西学園台一丁目・武西学園台二丁目・武西学園台三丁目・若萩一丁目・若萩二丁目・若萩三丁目及び若萩四丁目並びに和泉・大森・鹿黒・結縁寺・瀬戸・草深・惣深新田飛地・宗甫・多々羅田・造谷・角田・戸神・船尾・別所・武西及び竜腹寺の各一部、白井市のうち池の上一丁目・池の上二丁目・池の上三丁目・大山口一丁目・大山口二丁目・けやき台一丁目・けやき台二丁目・桜台一丁目・桜台二丁目・桜台三丁目・桜台四丁目・桜台五丁目・笹塚一丁目・笹塚二丁目・笹塚三丁目・清水口一丁目・清水口二丁目・清水口三丁目・大松一丁目・七次台一丁目・七次台二丁目・七次台三丁目・七次台四丁目・野口・堀込一丁目・堀込二丁目・堀込三丁目・南山一丁目・南山二丁目・南山三丁目及び武西並びに木・清戸・富塚・十倉・根・復及び谷田の各一部

名 称	位 置	所 管 区 域
船 橋 水 道 事 務 所 成 田 支 所	成田市加良部3丁目2番	成田市のうち、赤坂一丁目・赤坂二丁目・赤坂三丁目・吾妻一丁目・吾妻二丁目・吾妻三丁目・加良部一丁目・加良部二丁目・加良部三丁目・加良部四丁目・加良部五丁目・加良部六丁目・玉造一丁目・玉造二丁目・玉造三丁目・玉造四丁目・玉造五丁目・玉造六丁目・玉造七丁目・中台一丁目・中台二丁目・中台三丁目・中台四丁目・中台五丁目・中台六丁目・橋賀台一丁目・橋賀台二丁目及び橋賀台三丁目並びに三里塚の一部
市 川 水 道 事 務 所	市川市南八幡1丁目10番15号	市川市のうち、市川一丁目・市川二丁目・市川三丁目・市川四丁目・市川南一丁目・市川南二丁目・市川南三丁目・市川南四丁目・市川南五丁目・稲越一丁目・稲越二丁目・稲越三丁目・大洲一丁目・大洲二丁目・大洲三丁目・大洲四丁目・大野町一丁目・大野町二丁目・大野町三丁目・大野町四丁目・大町・大和田一丁目・大和田二丁目・大和田三丁目・大和田四丁目・大和田五丁目・鬼越一丁目・鬼越二丁目・鬼高一丁目・鬼高二丁目・鬼高三丁目・鬼高四丁目・柏井町一丁目・柏井町二丁目・柏井町三丁目・柏井町四丁目・上妙典・北方一丁目・北方二丁目・北方三丁目・北国分一丁目・北国分二丁目・北国分三丁目・北国分四丁目・国府台一丁目・国府台二丁目・国府台三丁目・国府台四丁目・国府台五丁目・国府台六丁目・高谷・高谷一丁目・高谷二丁目・高谷三丁目・高谷新町・国分一丁目・国分二丁目・国分三丁目・国分四丁目・国分五丁目・国分六丁目・国分七丁目・下貝塚一丁目・下貝塚二丁目・下貝塚三丁目・新田一丁目・新田二丁目・新田三丁目・新田四丁目・新田五丁目・菅野一丁目・菅野二丁目・菅野三丁目・菅野四丁目・菅野五丁目・菅野六丁目・須和田一丁目・須和田二丁目・菅谷一丁目・菅谷二丁目・菅谷三丁目・菅谷四丁目・菅谷五丁目・菅谷六丁目・菅谷七丁目・菅谷八丁目・高石神・田尻・田尻一丁目・田尻二丁目・田尻三丁目・田尻四丁目・田尻五丁目・稲荷木一丁目・稲荷木二丁目・稲荷木三丁目・中国分一丁目・中国分二丁目・中国分三丁目・中国分四丁目・中国分五丁目・中山一丁目・中山二丁目・中山三丁目・中山四丁目・原木・原木一丁目・原木二丁目・原木三丁目・原木四丁目・東大和田一丁目・東大和田二丁目・東国分一丁目・東国分二丁目・東国分三丁目・東菅野一丁目・東菅野二丁目・東菅野三丁目・東菅野四丁目・東菅野五丁目・東浜一丁目・平田一丁目・平田二丁目・平田三丁目・平田四丁目・二俣・二俣一丁目・二俣二丁目・二俣新町・奉免町・北方町四丁目・堀之内一丁目・堀之内二丁目・堀之内三丁目・堀之内四丁目・堀之内五丁目・真間一丁目・真間二丁目・真間三丁目・真間四丁目・真間五丁目・南大野一丁目・南大野二丁目・南大野三丁目・南八幡一丁目・南八幡二丁目・南八幡三丁目・南八幡四丁目・南八幡五丁目・宮久保一丁目・宮久保二丁目・宮久保三丁目・宮久保四丁目・宮久保五丁目・宮久保六丁目・本北方一丁目・本北方二丁目・本北方三丁目・八幡一丁目・八幡二丁目・八幡三丁目・八幡四丁目・八幡五丁目・八幡六丁目・若宮一丁目・若宮二丁目及び若宮三丁目
市 川 水 道 事 務 所 松 戸 支 所	松戸市小根本7番地	松戸市のうち、秋山・旭町一丁目・旭町二丁目・旭町三丁目・旭町四丁目・岩瀬・大橋・金ヶ作・紙敷・紙敷一丁目・紙敷二丁目・紙敷三丁目・上本郷・上矢切・河原塚・北松戸一丁目・北松戸二丁目・北松戸三丁目・串崎新田・串崎南町・栗ヶ沢・栗山・古ヶ崎・古ヶ崎一丁目・古ヶ崎二丁目・古ヶ崎三丁目・古ヶ崎四丁目・小金原二丁目・小金原三丁目・小金原五丁目・小金原六丁目・小金原七丁目・小金原八丁目・小金原九丁目・五香一丁目・五香二丁目・五香三丁目・五香四丁目・五香五丁目・五香六丁目・五香七丁目・五香八丁目・五香西一丁目・五香西二丁目・五香西三丁目・五香西四丁目・五香西五丁目・五香西六丁目・五香南一丁目・五香南二丁目・五香南三丁目・五香六実・小根本・小山・胡緑台・栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目・栄町四丁目・栄町五丁目・栄町六丁目・栄町七丁目・栄町八丁目・栄町西一丁目・栄町西二丁目・栄町西三丁目・栄町西四丁目・栄町西五丁目・七右衛門新田・下矢切・新作・新松戸二丁目・新松戸三丁目・新松戸四丁目・新松戸五丁目・新松戸六丁目・新松戸七丁目・新松戸南一丁目・新松戸南二丁目・新松戸南三丁目・千駄堀・高塚新田・高柳・高柳新田・竹ヶ花・竹ヶ花西町・田中新田・常盤平陣屋前・常盤平西窪町・常盤平双葉町・常盤平松葉町・常盤平柳町・仲井町一丁目・仲井町二丁目・仲井町三丁目・中根・中根長津町・中矢切・中和倉・西馬橋一丁目・西馬橋二丁目・西馬橋三丁目・西馬橋四丁目・西馬橋五丁目・西馬橋相川町・西馬橋蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・二十世紀が丘柿の木町・二十世紀が丘戸山町・二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘梨元町・二十世紀が丘萩町・二十世紀が丘丸山町・二十世紀が丘美野里町・根本・野菊野・八ヶ崎・八ヶ崎二丁目・八ヶ崎三丁目・八ヶ崎四丁目・八ヶ崎五丁目・八ヶ崎六丁目・八ヶ崎七丁目・八ヶ崎八丁目・八ヶ崎緑町・東松戸一丁目・東松戸二丁目・東松戸三丁目・東松戸四丁目・日暮・日暮一丁目・日暮二丁目・日暮三丁目・日暮四丁目・日暮五丁目・日暮六丁目・日暮七丁目・日暮八丁目・樋野口・本町・牧の原・牧の原一丁目・牧の原二丁目・松戸・松戸新田・松飛台・馬橋・三ヶ月・緑ヶ丘一丁目・緑ヶ丘二丁目・南花島・南花島一丁目・南花島二丁目・南花島三丁目・南花島四丁目・稔台・稔台一丁目・稔台二丁目・稔台三丁目・稔台四丁目・稔台五丁目・稔台六丁目・稔台七丁目・稔台八丁目・三矢小台一丁目・三矢小台二丁目・三矢小台三丁目・三矢小台四丁目・三矢小台五丁目・六実一丁目・六実二丁目・六実三丁目・六実四丁目・六実五丁目・六実六丁目・六実七丁目・主水新田・吉井町・六高台一丁目・六高台二丁目・六高台三丁目・六高台四丁目・六高台五丁目・六高台六丁目・六高台七丁目・六高台八丁目・六高台九丁目・六高台西及び和名ヶ谷並びに大谷口・幸谷・小金・小金原一丁目・小金原四丁目・根木内・八ヶ崎一丁目・ニツ木及び横須賀の各一部
市 川 水 道 事 務 所 葛 南 支 所	市川市新井3丁目15番10号	市川市のうち市川水道事務所の所管区域以外の区域及び浦安市

(3) 事務分掌

管 理 部

1. 職員の進退及び身分に関すること。
2. 財務に関すること。
3. その他他部の主管に属しないこと。

総務企画課

1. 局内の総合調整に関すること。
2. 県水お客様センター、水道事務所及び施設整備センターに関すること（業務振興課、計画課、浄水課及び給水課において所掌するものを除く）。
3. 県議会に関すること。
4. 文書及び物品の受発、記録、審査、編さん及び保存に関すること。
5. ほう賞に関すること。
6. 儀式に関すること。
7. 職員の賠償責任（経理課において所掌するものを除く。）に関すること。
8. 職員の定数及び組織に関すること。
9. 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
10. 職員の勤務成績の評定に関すること。
11. 職員の給料、諸手当、旅費及び費用弁償に関すること。
12. 職員住宅に関すること。
13. 職員の福利厚生に関すること。
14. 被服等の貸与に関すること。
15. 公務災害に関すること。
16. 職員の安全衛生管理に関すること。
17. 児童手当に関すること。
18. 公印の管守に関すること。
19. 勤務時間その他勤務条件に関すること。
20. 労働組合に関すること。
21. 職員の研修及び教養に関すること。
22. 法規審査及び訟務に関すること。
23. 水道事業に係る経営の企画に関すること。
24. 水道事業に係る事業計画の策定及び事業実施上の総合調整に関すること。
25. 包括外部監査に関すること。
26. 行財政改革に関すること。
27. 県の総合計画に係る連絡調整に関すること。
28. 千葉県水道事業運営審議会の連絡調整に関すること。
29. 水道事業に係る事業認可に関すること。
30. 環境会計に関すること。
31. 環境施策の推進に関すること。
32. 水道事業に係る経営の分析に関すること。
33. 水道事業に係る将来財政推計に関すること。
34. 水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の経営戦略に係る総合調整に関すること。
35. 危機管理に係る水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の間の総合調整に関すること。
36. その他局内他課に属しない事項に関すること。

業務振興課

1. お客様満足度向上及び業務の改善に関すること。
2. 広報及び広聴の企画及び実施に関すること。
3. 広報委員会及び広聴委員会に関すること。
4. 局のホームページの運営管理に関すること。
5. 水道事業に係る調査及び統計に関すること。
6. 情報化の推進に関すること。
7. 情報システムの開発に関すること。
8. 水道料金及び公共下水道の使用料（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、その区域に水道事業の給水区域を含む市からその徴収等に関する事務の委託を受けた公共下水道の使用料をいう。以下同じ。）（以下「水道料金等」という。）の徴収の事務の委託並びに指導及び監督（水道事務所において所掌するものを除く。）に関すること。
9. 千葉県水道事業給水条例（昭和三十六年千葉県条例第四十六号。以下「給水条例」という。）第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水課において所掌するものを除く。）に関すること。
10. 県水お客様センター及び水道事務所の業務に伴う補償（水道料金等の徴収に伴うものに限る。）の総括に関すること。
11. 公共下水道の使用料等（公共下水道の使用料及びそれに係る延滞金をいう。以下同じ。）の徴収等に関する事務の総括に関すること。
12. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。

財 務 課

1. 予算の編成に関すること。
2. 予算の執行調査及び調整に関すること。
3. 剰余金の処分及び財務の総合調整に関すること。
4. 企業債及び企業債前借金に関すること。
5. 水道事業に係る国庫補助金及び一般会計出資金に関すること。
6. 不用固定資産（土地（定着物を含む。）に限る。）の売却その他の処分に関すること。
7. 庁舎の移転に係る局内外の調整に関すること。
8. 本局に属する自動車の集中管理に関すること。
9. 事務用の備品及び消耗品の調達に関すること。
10. 源泉徴収する所得税及び特別徴収する地方税の徴収及び納付に関すること。
11. 土地（定着物を含む。）の取得、交換、収用及び登記に関すること。
12. 水道料金体系に関すること。
13. 本局庁舎の整備及び管理並びに出先機関庁舎の管理指導に関すること。
14. 出先機関庁舎及び職員住宅の整備に係る設計の受託等（施設設備課並びに施設整備センター、浄水場、給水場及び工業用水道事務所において所掌するものを除く。）に関すること。
15. 局の庁舎に係る資産最適化に関すること。

経 理 課

1. 資産の取得、管理及び売却その他の処分の総括に関すること。
2. 固定資産及び完成資産の経理に関すること。
3. 本局に係る公金の出納及び保管並びにその他の会計事務並びに出先機関に係る公金の出納（支払に関することに限る。）に関すること。
4. 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
5. 支払資金の運用に関すること。
6. 事務用の備品及び消耗品の総合計画に関すること。

7. 事務用の備品及び消耗品の出納及び保管に関すること。
8. 本局に係る収入の徴収に関すること。
9. 一時借入金に関すること。
10. 企業出納員、現金取扱員及び資金前渡職員の賠償責任に関すること。
11. 検収検査員の指定及び解除に関すること。
12. 消費税及び地方消費税の納付に関すること。
13. 会計事務の企画及び指導に関すること。
14. 決算に関すること。
15. 業務状況説明書類に関すること。
16. 会計書類の審査及び確認に関すること。
17. 資金前渡に関すること。
18. 例月計理状況報告に関すること。
19. 例月出納検査及び決算審査に関すること。
20. 契約事務の指導に関すること。
21. 契約の締結に関すること。
22. 建設工事等に係る指名業者の選定に関すること。
23. 財政健全化計画に関すること。
24. 会計事務（出納、契約及び財産管理に限る。）の検査に関すること。
25. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。

水 道 部

1. 水道事業に係る浄水及び配水に関すること。
2. 水道事業に係る施設の建設に関すること。
3. その他水道技術に関すること。

計 画 課

1. 建設工事及び拡張工事の将来計画に関すること。
2. 水道事業に係る危機管理の総合調整に関すること。
3. 建設計画及び拡張計画に必要な資料の収集及び統計調査に関すること。
4. 建設計画又は拡張計画に伴う補償に関すること。
5. 水道技術の調査及び研究に関すること。
6. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の大規模な建設工事の総合調整に関すること。
7. 施設整備センターの業務（上記 6. に規定する工事に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関すること。
8. 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
9. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
10. 工事の指導、検査、工程管理等に関すること。
11. 渇水対策に関すること。
12. おいしい水づくりに関すること。
13. 水源及び水利権に関すること。
14. 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（将来計画及び基本協定等に係ることに限る。）に関すること。

浄水課

1. 浄水場、給水場及び水質センターに関すること。
2. 水質に関すること。
3. 給配水の総合調整に関すること。
4. 浄水技術の調査及び研究の総合調整に関すること。
5. 電気工作物の工事の設計及び施行に関すること。
6. 電気工作物の維持管理に関すること。
7. 排水処理及び汚泥の処分に関すること。
8. 業務用無線の総括に関すること。
9. 水質の異状又は水量の不足等に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告に関すること。
10. 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
11. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
12. 主要な浄水薬品等の調達に関すること。
13. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事（計画課において所掌するものを除く。）及び修繕工事の総合調整に関すること。
14. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）に係る災害対策の実施に関すること。
15. 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（計画課において所掌するものを除く。）に関すること。
16. 施設整備センターの業務（計画課及び給水課において所掌するものを除く。）に伴う補償の総括に関すること。

給水課

1. 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者並びに中小企業等協同組合に関すること。
2. 送配水管の建設工事及び補修工事並びに給水装置の工事の総合調整に関すること。
3. 送配水管に係る災害対策の実施に関すること。
4. 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金に関すること。
5. 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金に関すること。
6. 送配水管及び給水装置の維持管理の総括に関すること。
7. 電磁的記録の管理に関すること。
8. 漏水防止に関すること。
9. 給水条例第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水装置に係るものに限る。）に関すること。
10. 送配水管及び給水管の建設工事又は補修工事に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告（浄水課において所掌するものを除く。）に関すること。
11. 事業用器材及び消耗品の調達及び売却並びに出納及び保管に関すること。
12. 事業用器材の修理に関すること。
13. 事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
14. 水道事務所及び施設整備センターの業務（上記 2. に規定する工事及び上記 6. に規定する維持管理に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関すること。
15. 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
16. 給水区域の総合調整に関すること。
17. 設計積算及び積算基準に関すること。
18. 給水条例第二十条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告の総括に関すること。

県水お客様センター

1. 給水条例第十四条の規定による給水の申込みの承認に関する事。
2. 給水条例第十九条第一項第一号、第五号及び第二項の規定による届出の受理に関する事。
3. 水道料金の調定（水道事務所において所掌するものを除く。）に関する事。
4. 水道料金の納入の通知に関する事。
5. 水道料金等の徴収の事務の委託を受けた者の検査に関する事。
6. 水道料金の収納等に関する事（水道事務所において所掌するものを除く。）。
7. 水道料金及び公共下水道の使用料等の納入証明書の発行に関する事。
8. 水道相談に関する事。
9. 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事。
10. 公共下水道の使用料等の算定、請求及び収納等に関する事（水道事務所において所掌するものを除く。）。
11. 公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。

水道事務所

1. 給水条例第十四条の規定による給水の申込みの承認に関する事。
2. 給水条例第十九条の規定による届出の受理に関する事。
3. 量水器の点検及び水道料金の調定（水道の使用場所における調査又は交渉を要するものに限る。）に関する事。
4. 水道料金の収納等に関する事（現金によるものに限る。）。
5. 水道料金等の夜間及び休日における収納の事務の委託を受けた者の指導及び監督に関する事。
6. 水道料金及び公共下水道の使用料等の納入証明書の発行に関する事。
7. 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金の徴収に関する事。
8. 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金の徴収に関する事。
9. 工事費その他の公金の徴収に関する事。
10. 水道用器材及び消耗品の需給の計画並びにその出納及び保管に関する事。
11. 指定給水装置工事事業者にに関する事。
12. 応急給水に関する事。
13. 給水の制限又は停止の予告に関する事。
14. 送配水管及び給水装置等の維持管理に関する事。
15. 給水装置工事の実施に関する事。
16. 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の指導、監督及び検査に関する事。
17. 送配水管の建設工事（施設整備センターにおいて所掌するものを除く。）の実施に関する事。
18. 送配水管の補修工事の実施に関する事。
19. その他所管区域内の工務に関する事。
20. 水道事務所の業務に伴う補償に関する事。
21. 給水条例第二十二條の二第一項に規定する指導、助言及び勧告に関する事。
22. 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事。
23. 公共下水道の使用料の調定に係る調査及び算定（公共下水道の使用場所における調査を要するものに限る。）に関する事。
24. 公共下水道の使用料の収納等に関する事（現金によるものに限る。）。
25. 公共下水道の使用料の納付の勧奨に関する事。
26. 公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。

施設整備センター

1. 水道事業の建設工事に係る工器具及び消耗品の需給計画並びにその出納及び保管に関すること。
2. 水道事業の建設工事の工事に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管、会計書類の保管、その他の会計事務に関すること。
3. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事及び修繕工事（浄水場及び給水場において所掌するものを除く。）の実施に関すること。
4. 送配水管の大規模な建設工事の実施に関すること。
5. 施設整備センターの業務に伴う補償に関すること。

浄水場及び給水場

1. 導水、配水及び送水作業に関すること。
2. 電気及び機械に関すること。
3. 庁舎、水源施設及び器材の維持管理に関すること。
4. 浄水作業に関すること。
5. 水質の検査に関すること。
6. 排水処理及び汚泥の処分の実施に関すること。
7. 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の軽微な建設工事及び修繕工事の実施に関すること。
8. 柏井浄水場 柏井浄水場及び北総浄水場の所管に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。
9. 福増浄水場 福増浄水場及び菅田給水場の所管に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。
10. ちば野菊の里浄水場 ちば野菊の里浄水場、栗山給水場、北船橋給水場及び松戸給水場の所管に係る公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその会計事務及び会計書類の保管に関すること。

水質センター

1. 微量有機化学物質等の調査及び分析に関すること。
2. 水処理技術及び分析技術の調査、研究及び開発に関すること。
3. 水源水質監視に関すること。
4. 浄水場、給水場、給水栓等の水質の検査に関すること（浄水場において所掌するものを除く。）。
5. 公金の出納（経理課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。